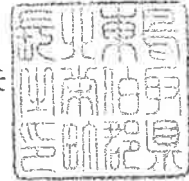


受 総 第 4 5 号
平成 24 年 8 月 16 日

北栄町代表監査委員 前田 茂樹 様
北 栄 町 監 査 委 員 阪本 和俊 様

北栄町長 松本 昭夫



平成 24 年度第 1 回定期監査の結果について（回答）

平成 24 年 7 月 24 日付けで報告のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。

担当
総務課財務室 渡辺
電話：0858-37-3111
FAX：0858-37-5339
メール：watanabe@e-hokuei.net



監査意見

(1) 公共施設等の状況について

・平成24年3月末で公用廃止された施設

施設名	設置 年月	延床面積 (㎡)	建物 構造	建設費 (千円)	耐用 年数	備考
栄保育所	S53.2	665.80	R C	73,216	47	経過年数 34
東保育所	S60.3	455.10	R C	121,614	47	経過年数 27
中央保育所	S56.3	847.95	R C	177,010	47	経過年数 31
北条健康福祉センター	H12.1	769.41	R C	347,000	50	経過年数 12

北条健康福祉センターは、築後12年で施設も整備され又管理良好な状態にあり、今後とも公の施設としての利用を検討されたい。

【回答】

検診施設として活用はしませんが、今後の施設のあり方については現在検討中です。

公用廃止された各施設は、防災計画の中で地域の避難場所及び炊き出し施設として、位置づけられている。施設の売却等、他用途に活用される場合には代替施設の検討が必要である。

【回答】

防災計画については、本年2月の防災会議において避難所等の見直しを行ったところですが、3月に津波浸水予測の最終報告が発表され、再度の見直しが必要となっています。

現計画において北条健康福祉センターは、避難所や炊き出し施設としていますが、この施設の今後のあり方について現在検討を進めているところですので、その結果を基に必要な代替え施設を検討したいと考えています。

東保育所は公用廃止決定後、建物内部壁に大量の落書（大人が書いたもの）がされている。財産価値を損なう行為である。

【回答】

東保育所内部壁の書かれているものは、平成24年3月25日（日）の東保育所閉所式のあとに行われたお別れ会で、保護者と園児が書いた「東保育所への思い出のメッセージ」です。

経過としましては、閉所にあたり、保護者会の中に「お別れ会実行委員会」が出来ました。この実行委員会より、園内の壁にメッセージを残したいとの申し入れがあり、許可したものです。

・大栄歴史文化学習館

分散設置している大栄歴史文化学習館展示物について、住民がいつでも学習の用に供することができるよう適切な措置をとること。

【回答】

6月議会の一般質問で、大栄歴史文化学習館収蔵の文化財資料の取り扱いがなされ、それに対する対応を答弁したところです。

今年度中に、各所に保存している大栄歴史文化学習館収蔵の文化財資料5,156点を文化財保護委員及び、県文化財課の文化財専門員の協力を得て点検整理し、民具、埋蔵文化財は大栄小学校の教室で展示閲覧、図書等の書籍は図書館で閲覧できるようにし、さらに北条民俗資料館でも、収蔵品展等の企画展を開催し住民の学習に供せられるように対応します。

(2) 補助金について

・北条砂丘特産物重要病害虫緊急防除対策支援事業補助金

北条砂丘畑における灰色カビ病を防除するため、ラッキョウ、ブトウ、長芋及び葉タバコの各生産者組織に、防除薬剤購入費に対して補助をしている。

北栄町まちづくりビジョンの中で「安全・安心な農産物の供給」が明記されており、消費者からは減農薬又は有機栽培が望まれる中で、防除薬剤に対し補助する必要性は理解出来ない。

また、砂丘畑以外の病害虫防除は対象とならないため公平性に欠ける。

なお、平成23年度第1回定期監査で指摘した補助金交付要綱の制定がされていないことは、住民の公平性を損なうことである。

【回答】

この事業は、平成20年ごろ特に北条砂丘畑で大発生した灰色かび病等に対し、実施要領のとおり「生産組織が行う重要病害虫の組織的な緊急防除対策を支援することで、北条砂丘畑の特産物の生産安定と、生産者の農業経営の安定に資すること」を目的として、実施した事業です。

北栄町まちづくりビジョンは、中長期的な計画であり、目指すものはビジョンに示すとおりであります。あくまでも今回の事業は緊急的なものと実施しました。

したがって、砂丘畑以外でも緊急的に必要ということであれば、同様な対応で取組みを行うものと考えております。

また、補助金交付要綱の制定の件であります。平成21年9月に「北条砂丘特産物病害虫緊急防除対策支援事業実施要領」(別紙)を制定し、事業を実施したところです。

・北栄町水洗便所等改造資金利子補助金

公共下水施設及び合併浄化槽整備に伴い水洗便所に改造した者に、改造に要した経費を金融機関が貸し付けた場合、利子相当額を補助金として金融機関を通して間接的に補助することとなっている。

金融機関との利子補助契約によると「補助金額は各期間（前期、後期）における融資元本残高に対し計算した金額」とされている。

平成23年度の補助金額について確認したところ、一金融機関の補助金額が過大及び過小となっている。適正な措置をとること。

前期（平成23年1月1日～平成23年6月30日）・・・331円過小

後期（平成23年7月1日～平成23年12月31日）・・・276円過大

なお、平成19年度以降の当該金融機関の補助金について、確認したところ次のとおりである。

平成19年度・・・235円過小

平成20年度・・・35円過大

平成21年度・・・1円過小

平成22年度・・・67円過大

【回答】

当該金融機関に対し、違算のないよう厳重に申し入れをしました。

また、金融機関に利子補助金計算書の様式を提示し、点検をし易くするようにしました。

今後、請求のあった補助金額に間違いのないよう、確認作業を十分に行います。

過年度（平成19年度～平成23年度）分の計算間違いによる、189円の補助金請求漏れにつきましては、請求者の責任であるとして請求しないと申し入れがありました。

・人権同和教育推進協議会補助金

人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）は、人権同和教育問題解決のための活動を行うため、町内の各種団体、事業所及び学校保護者等で構成されている。

平成23年度の協議会の支出1,526,935円で財源は預金利子98円を除く1,526,837円は全額町補助金となっている。

また、協議会の事務は、町職員が担当（会長は副町長）しており、事業内容も、協議会への補助制度でなければ、出来ない内容とは認められない。

従って、町の行政業務として、直接（補助金ではなく）行う方法が適当と思われる。

【回答】

部落差別をはじめあらゆる差別を解消するためには、町民一人ひとりの人権に対する意識の高揚が大切です。このため、自治会・事業所・学校・各種団体で人権同和教育推進協議会を組織し、人権・同和問題の課題を共有し、それぞれが連携しながら、組織を通して人権・同和問題に対する正しい認識を広め、全町民の人権意識の高揚を図り、北栄町に人権文化を創造していくこととしており、今後ともこの人権同和教育推進協議会を中心に事業展開をしていきたいと考えています。

なお、補助事業が適当かどうかは今後検討します。

北条砂丘特産物重要病害虫緊急防除対策支援事業実施要領

第1 事業の目的

北条砂丘地で栽培される主要な特産農産物（以下「特産物」という。）について、近年、灰色かび病等の重要病害虫（以下「重要病害虫」という。）の多発により、単収の減少及び農業経営の悪化が顕在化し、その対策が求められる。

この事業は、生産組織が行う重要病害虫の組織的な緊急防除対策（以下「緊急防除対策」という。）を支援することで、北条砂丘畑の特産物の生産安定と、生産者の農業経営の安定に資することを目的とする。

第2 事業の内容等

北栄町長（以下「町長」という。）は、特産物の生産組織が組織的に行う薬剤防除活動、防除推進・啓発活動等の緊急防除対策を支援するものとする。

本事業の対象とする特産物、生産組織及び重要病害虫は、町長が別に定める。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度から23年度までの3か年とする。

第4 事業の実施

本事業を実施しようとする生産組織は、「北条砂丘特産物重要病害虫緊急防除対策支援事業実施計画書」（様式第1号。以下「計画書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、計画書の提出があったときには、内容を審査して適否を決定し、承認を行うものとする。
- 3 事業計画で重要な変更がある場合は、上記1から2に準じる。

第5 助成措置等

町長は、第4の2で承認した計画書の事業実施主体に対し、事業に必要な防除農薬、推進・啓発活動用品等の経費、その他に町長が特に必要と認める経費について、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の2分の1以内を助成するものとする。

- 2 町長は、前項による補助金額の上限を別に定めるものとする。
- 3 補助金の交付事務は、この要領に定めるもののほか、北栄町補助金等交付規則（平成17年規則第43号。以下「交付規則」）に基づいて行うものとする。
- 4 町長が必要と認めた場合は、補助金を概算払いするものとする。

第6 実施状況の報告

事業実施主体は、事業を実施した後、「北条砂丘特産物重要病害虫緊急防除対策支援事業実施状況報告書」（様式第2号）を、遅滞なく町長に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定める事項の他、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月11日から施行し、平成21年度事業から適用する。